

鹿屋市緊急経営支援金

申請の手引き

令和3年3月15日現在

～お願い～

申請書類に不備があると、内容確認や審査に時間がかかり、支援金の振込みまで時間を要します。

提出にあたっては、必ず事前に本手引きや記入例、Q&Aをご確認ください。

鹿屋市 商工振興課

目 次

1	目 的	1
2	対象事業者	1
3	申請要件	2
4	支給額	3
5	売上減少要件	4
6	売上減少要件の特例措置	5
	(1) 2019年新規開業特例	5
	(2) 2020年新規開業特例	6
	(3) 不動産を業とする個人事業主に係る特例	7
	(4) 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主に係る特例	8
7	申請手続き	9
	(1) 受付期限	9
	(2) 提出書類	9
	(3) 提出方法	13

1 目 的

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上金額が著しく減少した事業者の皆様に、事業全般に広く使える支援金を交付することで、事業の継続を支援し、地域経済の下支えをすることを目的としています。

2 対象事業者

鹿屋市内に事業所・店舗を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人）・個人事業主・農林水産事業者（畜産事業者については、別途基準を定める。）

※国の持続化給付金や県の給付金、市の事業継続支援金を受給された事業者も対象となります。

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、漁業協同組合等）、有限責任事業組合等、幅広い事業者を対象としています。

※個人事業主のうち、事業活動による所得を雑所得や給与所得で確定申告した方も対象（ただし、会社等に雇用されている方〔サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇労働等の方を含む〕は対象外）

＜中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者＞

下表の「資本金の額」又は「従業員数」のいずれかに該当する中小企業（法人）を指す。

業種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

3 申請要件 次の(1)～(10)の要件をすべて満たす事業者が対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者であること。
- (2) 2020年12月から2021年2月までの3か月間のうち、任意の1か月の売上金額が、前年同月と比較して、20%以上の割合で減少していること。
※2019年以降に開業の場合は、別途特例措置有り。5～6ページ(売上減少要件の特例措置)にて算定方法を確認ください。
- (3) 個人事業主については、次の全てに該当すること。
 - ①令和2年分又は令和元年分の確定申告に係る売上(収入)金額が、全体の収入の50%以上を占めていること。
 - ②令和2年分又は令和元年分の確定申告に係る売上(収入)金額が120万円以上であること。
 - ③農林水産事業者にあつては、2020年11月30日時点から、交付申請の日まで本市に引き続き住民登録をされていること。
- (4) 法人については、鹿屋市に法人市民税の納税義務があること、かつ、直近又はその前期の確定申告に係る売上高が120万円以上であること。
※2019年以降に開業の場合は、別途特例措置有り。5～6ページ(売上減少要件の特例措置)にて算定方法を確認ください。
- (5) 当該支援金の給付を受けていないこと。
- (6) 2020年11月30日時点で事業を開始しており、申請日以降も事業を継続する意思があること。
- (7) 市税に滞納がないこと。
- (8) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業受託営業を行う事業者でないこと。
- (10) 鹿屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

<対象となる個人事業主とは>

事業を行う個人であつて、主たる収入が給与、年金、不動産収入等でない方であり、令和2年又は令和元年中の事業収入が120万円以上であることををいいます。

ここでいう「主たる収入」とは、比較する月の属する1年の収入の半分以上が、「事業収入」であることを指します。

※令和2年中にそれまで主たる収入として給与支払を受けていた勤務先を退職し、かつ、新たに事業を開業した個人事業主の場合は、事業収入の額が、当該個人事業主の収入金額(給与収入を除く)の半分以上であること。(ただし、開業届及び退職したことが分かる書類(離職証明等)の提出が必要)

<事業収入とは>(個人事業主の場合のみ)※国の持続化給付金や県・市等からの課税対象となる補助金は含まない。

[白色申告の場合]

確定申告書にかかる「収支内訳書(一般用)」中、「収入金額」欄の原則「売上(収入)金額」欄に記載する金額

[青色申告の場合]

所得税青色申告決算書の「売上(収入)金額(雑収入を含む)」の欄に記載されている金額から、「雑収入」を除いた金額

4 支給額 ※1事業者につき1回限り

(1) 支援金額（全ての業種が対象）

- | | |
|------------|----------|
| ①中小企業（法人）： | 一律 20 万円 |
| ②個人事業主： | 一律 10 万円 |

(2) 加算金

対象事業者のうち、下記に該当する場合は支援金を加算して給付します。
交付申請に追加で必要となる添付資料については、13 ページをご確認ください。

対象事業者	加算金
①宿泊事業者（ホテル・旅館等）	部屋数×1万円【上限50万円】
②旅行者	1事業者あたり20万円
③貸切バス事業者	台数×10万円【上限50万円】
④タクシー事業者	台数×5万円【上限50万円】
⑤運転代行業者	台数×5万円【上限50万円】
⑥市内飲食店直接取引先	1事業者あたり10万円
⑦鹿児島県の時短要請対象外の飲食店	1事業者あたり10万円

※③④⑤については、市内の事業者又は営業所が使用する台数（原則として、車検証の使用者欄及び使用者の住所に鹿屋市内の事業所・営業所の記載のあるもの）に限る。

<対象事業者の要件>

①宿泊事業者（ホテル・旅館等）

令和2年11月30日以前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する営業許可を受けている事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の届出を行っている事業者。ただし、風営法第2条第6項第4号に規定する者を除く（ラブホテルは対象外）。

②旅行者

令和2年11月30日以前に旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条又は第23条に規定する登録を行っている事業者。ただし、地方自治体等からの委託料をもって主たる事業を実施している者を除く。

③貸切バス事業者

令和2年11月30日以前に道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（同法第3条第1号ロに限る。）の許可を受けている事業者。

④タクシー事業者

令和2年11月30日以前に道路運送法第4条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（「福祉輸送事業限定」を含む。）の許可を受けている事業者。

⑤運転代行業者

令和2年11月30日以前に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に規定する営業の認定を受けている事業者。

⑥市内飲食店直接取引先

令和2年11月30日以前から事業を行っている事業者のうち、市内の飲食店（日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に区分される飲食店）と、令和元年中又は令和2年中に直接取引を行った月数が3か月以上あり、かつ、当該同年中の取引の総額が120万円を超えている事業者。

※「中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業」との取引は対象外

⑦鹿児島県の時短要請対象外の飲食店（日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に区分される飲食店）

令和2年11月30日以前に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている事業者のうち、鹿児島県知事が令和3年1月22日付けで発出した「営業時間の短縮要請について（特措法に基づく協力要請）」による、飲食店に対する営業時間の短縮要請の対象とならない飲食店を営んでいる者。

※「中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業」は対象外

5 売上減少要件

2020年12月から2021年2月までの3か月間のうち、任意の1か月の売上金額が、前年同月と比較して、20%以上の割合で減少していること。

※2020年12月から2021年2月までの3か月間で、任意で選んだ月を「対象月」、対象月の前年同月を「比較月」という。

<売上減少要件を確認するための計算式>

$$C = (B - A) \div B \times 100$$

※C（減少率）が20%以上（小数点以下切捨て）の場合が対象

○法人及び個人事業主青色申告の場合（※申告の種別に関わらず農業水産事業者は全て含む）

A：対象月売上高（2020年12月～2021年2月のうちの任意の1か月）
 B：比較月売上高（Aの前年同月）
 C：減少率

(例)対象月を2021年1月とした場合

2019年											2020年			2021年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
比較月(B)											対象月(A)					

○個人事業主白色申告・市県民税申告の場合（※農林水産事業者を除く）

A：対象月売上高（2020年12月～2021年2月のうちの任意の1か月）
 B：2019年又は2020年の年間売上（収入）金額（年額）÷12月
 ※2020年12月をAとする場合は2019年の年間売上金額
 ※2021年1月、2月をAとする場合は2020年の年間売上金額
 ※「収支内訳書（一般用）」中、「収入金額」欄の原則「売上（収入）金額」欄に記載する金額と一致していること。
 C：減少率

※当該計算方法で減少率が20%以上にならない場合において、月ごとの売上台帳を備えており、かつ、年間の売上額の合計額が確定申告書の事業収入の額と一致する場合は、「法人及び個人事業主青色申告の場合」による計算方法により計算することができます。

この場合、年間の売上台帳（月ごとの売上額が確認できるもの）の提出が必要です。

(例)対象月を2021年2月とした場合

2019年											2020年			2021年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
年間売上金額÷12(B)											対象月(A)					

6 売上減少要件の特例措置

2019年1月以降に開業している場合等、一定の条件を満たす場合は、4ページの計算方法に代えて、特例の計算方法によることができます。

<売上減少要件を確認するための計算式>

$$C = (B - A) \div B \times 100$$

※C（減少率）が20%以上（小数点以下切捨て）の場合が対象

(1) 2019年新規開業特例 ※農林水産事業者は除く

2019年1月から12月の期間中に新規開業した事業所（法人・個人事業主）のうち、対象月を2020年12月とした場合に限り、「2019年の平均売上額」と、「2020年12月の売上額」を比較することができます。

① 特例の対象条件（以下の全てに該当）

- ・2020年12月の売上額と2019年の平均売上額（開業月又は売上発生月～2019年12月まで）を比較し、減少率が20%以上となること。
- ・開業月又は売上発生月から2020年12月までの平均売上額が10万円以上であること。

A：対象月売上高（2020年12月）

B：2019年の年間売上（収入）金額÷（開業月又は売上発生月から2019年12月までの月数）

※白色申告の場合は「収支内訳書（一般用）」中、「収入金額」欄の原則「売上（収入）金額」欄に記載する金額と一致していること。

C：減少率

(例) 開業月又は売上発生月が2019年6月とした場合

2019年					事業開始	2019年						2020年		2020年	2021年
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	11月	12月	1月

6月～12月までの売上金額の合計÷7 (B)

対象月 (A)

② 提出書類（9ページの提出書類に加え以下の書類の提出が必要）

- 月ごとの売上台帳等（2019年1月から12月分の月ごとの売上額が確認できるもの）
- 開業月又は売上発生月が確認できる書類
 - 法人 履歴事項全部証明書等
 - 個人事業主 開業届又は事業開始等申告書等

(2) 2020年新規開業特例

2020年1月から11月の期間中に新規開業した事業所（法人・個人事業主）は、対象月と「2020年の平均売上額」を比較することができます。

① 特例の対象条件（以下の全てに該当）

- 2020年6月から11月までの6か月間（開業月又は売上発生月が2020年7月以降の場合は、その月から2020年11月までの期間）の平均売上額と2020年12月から2021年2月のうちの任意の1か月の売上額を比較し、減少率が20%以上となること。
※個人事業主白色申告又は市県民税申告の場合で月ごとの売上金額が確認できない場合は、開業月又は売上発生月から12月までの平均売上額とする。
- 2020年中にそれまで主たる収入として給与支払を受けていた勤務先を退職し、且つ新たに事業を開業した個人事業主の場合は、令和2年分の事業収入の額が、当該個人事業主の収入金額（給与収入を除く）の半分以上であること。
- 開業月又は売上発生月から令和2年12月の平均売上額が10万円を超えていること。

○法人及び個人事業主青色申告の場合（※申告の種別に関わらず農林水産事業者は全て含む）

- A：対象月売上高（2020年12月～2021年2月のうちの任意の1か月）
B：2020年6月から2020年11月までの売上（収入）金額÷6（※2020年7月から11月までに開業した事業者は開業月又は売上発生月から11月までの開業月数）
C：減少率

(例)2020年4月開業の場合

2019年	2020年		開業									2020年	2021年		
			(1月～6月開業の場合は固定)												
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6月～11月までの売上金額の合計÷6 (B)												対象月 (A)			

○個人事業主白色申告・市県民税申告の場合（※農林水産事業者を除く）

- A：対象月売上高（2020年12月～2021年2月のうちの任意の1か月）
B：開業月又は売上発生月から2020年12月までの売上（収入）金額÷開業月又は売上発生月から2020年12月までの月数
※「収支内訳書（一般用）」中、「収入金額」欄の原則「売上（収入）金額」欄に記載する金額と一致していること。
C：減少率

(例)2020年4月開業の場合

2019年	2020年		開業									2020年	2021年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月(開業月又は売上発生月)～12月までの売上金額の合計÷9 (B)												対象月 (A)			

② 提出書類（9ページの提出書類に加え以下の書類の提出が必要）

- 月ごとの売上台帳等（2020年1月から12月分の月額の売上額が確認できるもの）
- 事業開始月が確認できる書類

法人
個人事業主

履歴事項全部証明書等

- ・開業届又は事業開始等申告書等
- ・離職証明等退職したことが分かる書類（令和2年分の事業収入が、全体の収入（給与収入を含む）の50%未満である場合で、給与収入を除いた場合に、その割合が50%以上となる場合に限る。）

(3) 不動産を業とする個人事業主に係る特例

不動産を業とする個人事業主については、不動産収入を事業収入に加えて売上減少要件の計算をすることができます。

※2020年12月から2021年2月までの3か月間で、任意で選んだ月を「対象月」、対象月の前年同月を「比較月」という。

① 特例の対象条件

- 不動産貸付を事業として行っていること。(下表のいずれかに該当)

区分	内容
事業用家屋	5棟以上
住宅用家屋	10棟以上
アパート又は貸室	10室以上

<売上減少要件を確認するための計算式>

$$C = (B - A) \div B \times 100$$

※C(減少率)が20%以上(小数点以下切捨て)の場合が対象

○法人及び個人事業主青色申告の場合

A: 対象月の「売上(収入)金額」+「不動産収入額」(2020年12月~2021年2月のうちの任意の1か月)

B: 比較月「売上(収入)金額」+「不動産収入額」(Aの前年同月)

C: 減少率

(例)対象月を2021年1月とした場合

2019年	2020年											2020年	2021年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	比較月(B)												対象月(A)		

○個人事業主白色申告・市県民税申告の場合

A: 対象月の「売上(収入)金額」+「不動産収入額」(2020年12月~2021年2月のうちの任意の1か月)

B: 2020年の「売上(収入)金額」+「不動産収入額」(年額)÷12月
※「収支内訳書(一般用)」中、「収入金額」欄の原則「売上(収入)金額」欄に記載する金額と一致していること。

C: 減少率

(例)対象月を2021年2月とした場合

2019年	2020年											2020年	2021年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
														年間売上金額÷12(B)	対象月(A)

② 提出書類(9ページの提出書類に加え以下の書類の提出が必要)

- 確定申告書のうち、以下の書類

白色申告の場合は、「収支内訳書(不動産所得用)」の1~2ページ目

青色申告の場合は、「所得税青色申告決算書(不動産所得用)」の1~2ページ目

- 特例の対象条件に該当していることを証する書類(管理棟数・室数)

(4) 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主に係る特例

フリーランスを含む個人事業主の方で、雇用契約によらない、業務委託等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で確定申告をしている方は、以下のとおり売上減少要件を確認します。

※上記に該当する場合であっても、会社に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）は対象となりません。

① 特例の対象条件（以下の全ての該当）

- ・ 業務委託契約等収入を主たる収入として確定申告をしていること。
- ・ 2020年12月から2021年2月までの3か月間のうち、任意の1か月の業務委託契約等収入が、2019年又は2020年の年間の業務委託契約等収入と比較して、20%以上の割合で減少していること。

<売上減少要件を確認するための計算式>

$$C = (B - A) \div B \times 100$$

※C（減少率）が20%以上（小数点以下切捨て）の場合が対象

※2020年12月から2021年2月までの3か月間で、任意で選んだ月を「対象月」、対象月の前年同月を「比較月」という。

A：対象月業務委託契約等収入（2020年12月～2021年2月のうちの任意の1か月）

B：2019年又は2020年の業務委託契約等収入（年額）÷12月

※2020年12月をAとする場合は2019年の年間売上金額

※2021年1月、2月をAとする場合は2020年の年間売上金額

C：減少率

(例) 対象月を2021年2月とした場合

2019年		2020年										2021年			
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	年間売上金額÷12(B)											対象月(A)			

② 提出書類（9ページの提出書類に加え以下の書類の提出が必要）

- ・ 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書の写し又は、鹿屋市緊急経営支援金業務委託契約等契約申立書（別記第5号様式）
- ・ 令和2年分の支払調書、源泉徴収票、支払明細書等の写し又は、契約先からの報酬等の支払があったことを示す申請書本人名義の通帳等
- ・ 2020年中に勤務先を退職の上開業した個人事業主の場合
 - ・ 開業届又は事業開始等申告書等
 - ・ 離職証明等退職したことが分かる書類（令和2年分の事業収入が、全体の収入（給与収入を含む。）の50%未満である場合で、給与収入を除いた場合に、その割合が50%以上となる場合に限る。）

7 申請手続き

(1) 受付期限 令和3年5月31日(月) ※当日消印有効

(2) 提出書類 ①申請チェックシート ②交付申請書兼請求書 ③誓約書 ④支援金算定
申告書及び以下⑤～⑨の添付書類、加算金がある業種については13ページ参照

添付書類	中小企業(法人)	個人事業主
⑤確定申告書 ※受付印又は 電子申告の 受信通知の あるもの。	法人税確定申告書類のうち、以下の書類 ・確定申告書別表一(1枚目) ・法人事業概況説明書(両面) ・受信通知(e-tax申請の場合) 【必要な確定申告書類】 <12月比較の場合> 令和元年12月の属する決算期のもの <1月比較の場合> 令和2年1月の属する決算期のもの <2月比較の場合> 令和2年2月の属する決算期のもの ※法人事業概況説明書で、令和元年12月 から令和2年2月までのうち、比較月 の事業収入額が確認できるもの	<12月比較の場合> 令和元年分+令和2年分の申告書 <1月・2月比較の場合> 令和2年分の申告書 ○青色申告の場合(いずれも写し) ・確定申告書B第一表 ・所得税青色申告決算書 ・受信通知(e-tax申請の場合) ○白色申告の場合 ・確定申告書B第一表 ・収支内訳書(1~2ページ) ・農林水産業の収入がある場合は、 所得税申告収支内訳書 ○確定申告の義務がない方の場合 ・市民税・県民税申告書(両面) ・市県民税申告収支内訳書
⑥売上金額を 証する帳簿 等の写し	○売上台帳等の月単位での収入が確認できるもの(令和2年12月から令和3年2 月までのうち、対象月とした1か月分) 経理ソフトから抽出したデータ、手書きの売上台帳等様式は問いません。 ※事業者名等、申請者のものと分かる情報が記載されているもの及び「令和○年○ 月」と対象月の記載があることが必要 ※農林水産事業者については、比較月の収入が確認できる帳簿等の写しも必要	
⑦事業活動の 実態を証す る書類 ※⑤で事業所 名・所在地が 分かる場合 は不要	以下のいずれか(写しで可) ・定 款 ・会社案内 ・営業許可証 ・ホームページ画面の写し など	以下のいずれか(写しで可) ・営業許可証 ・開 業 届 ・事業開始等申告書 ・ホームページ画面の写し など ※専業の農林水産事業者の場合は不要
⑧振込先口座 情報	○金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載のあるページの写し ※申請者名義の口座に限る	
⑨滞納のない ことを証す る証明書	不 要 ※鹿屋市における市税の滞納がないこ とを照会することについて同意の上 申請していただきます。	○市内に住所を有する場合 不 要 ※同左 ○市外に住所を有する場合 ※農林水産事業者以外 お住まいの市区町村が発行する市区町 村税に係る滞納のないことを証する証 明書
⑩加算金対象事業者	申請の手引き13ページに記載する書類	
⑪売上減少要件の特例に より申請する場合	申請の手引き5ページ~8ページに記載する書類。	

【確定申告書類について】 法人の場合

受付印又は電子申告の受信通知のあるもので以下の書類が必要になります。

※受付印又は電子申告の受信通知がない場合は、別紙「Q&A」4ページをご確認ください。

①確定申告書類別表一

②法人事業概況説明書（表）

③法人事業概況説明書（裏）

<e-tax で確定申告を実施している場合>

④受信通知（e-tax より印刷の上添付）

項目	内容
届出先	山形県税務署
利用申請番号	2560041000910057
氏名又は名称	有限会社 山形県株式会社
代表者氏名	山形県株式会社
受付番号	2019111616316501113
受付日時	2019/11/18 16:33:18
届出	法人税及び地方法人税申告書
申告年度 自	平成30年04月01日
申告年度 迄	平成31年03月31日
税目	法人税
申告の種別	確定
所得金額又は欠損金額	1,000,000円
差引確定法人税額	1,000,000円
欠損金又は災害損失等の追増控除額	—
最終繰り越す欠損金又は災害損失金	—
税目	地方法人税
申告の種別	確定
課税標準法人税額	1,000,000円
差引確定地方法人税額	5,000,000円
備考	HUB42751-ダイヤレクト納付、ATMやインターネットバンク等による電子納付、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を印刷し添付してください。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

「受信通知」及び「申告データ(確定申告書第一表等)」の確認方法は右記 QR からご確認ください。https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm



【確定申告書類について】 **NPO 法人や公益法人等の場合**

NPO 法人や公益法人等で法人税の申告義務がなく、法人住民税のみ申告している場合は、対象月（令和2年12月から令和3年2月までの任意の1か月）と比較月（※新規開業特例者については特例に基づき、平均売上額の算定の対象となった月全て）が属する事業年度の収入がわかる下記の書類を提出してください。

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記以外の法人は、対象月と比較月が属する事業年度の年間収入がわかる書類又は、対象月と比較月の事業年度の月ごとの事業収入の額が分かる書類を提出してください。

【加算金に該当する事業者の場合における追加資料】

※鹿屋市観光業経営継続支援金の交付を受けた事業者のうち、同支援金の申請時に添付した書類の内容に変更がない場合は、「鹿屋市緊急経営支援金の加算金に係る追加提出書類の省略に関する申出書」（市 HP に掲載）を提出することにより下記の添付書類を省略することができます。

区分	交付申請に追加で必要となる添付資料
宿泊事業者 (ホテル・旅館等)	(1) 旅館業法の許可書の写し又は住宅宿泊事業法の届出の写し (2) 収容人員、客室数等が確認できる資料
旅行者	(1) 旅行業法の登録者証の写し
貸切バス事業者	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者の許可書の写し (2) 市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し
タクシー事業者	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可書（「福祉輸送事業限定」を含む）の写し (2) 市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し (3) 福祉輸送事業限定車両のみを保有する場合には、令和2年12月から令和3年2月までの間に介護保険適用以外の運行を行ったことを証する資料
運転代行業者	(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証の写し (2) 代行自動車保険証書の写し
市内飲食店 直接取引先	(1) 市内飲食店との直接取引に関する年間取引状況申告書 (別記第6号様式) (2) (1) に記載する 全ての飲食店との直近3か月分の取引が分かる書類 (売上台帳、領収書の控え、納品書、請求書等) <例：飲食店Aと4月・5月・9月・10月・12月) に取引がある場合> 9月・10月・12月の各月1回以上の取引が分かる書類を添付。 ※申告書に記載する全ての飲食店分が必要。
鹿児島県の時短要 請対象外の飲食店	(1) 鹿児島県の時短要請対象外飲食店であることの申告書（別記第7号様式） (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し (3) 通常の営業時間が分かる書類（ホームページ、チラシ、看板の写真等）

(3) 提出方法

①申請書類の入手方法

- ◆鹿屋市 HP 「鹿屋市緊急経営支援金」 ページよりダウンロード
 - ◆市役所本庁 2階商工振興課、各総合支所産業建設課、鹿屋商工会議所、かのや市商工会にて配布
- <鹿屋市 HP 「鹿屋市緊急経営支援金」 >

<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoukoushinkou/syoukou-kinkei.html>



②提出方法及び提出先

新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送での提出にご協力ください。

<提出先>

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号

鹿屋市役所 商工振興課 緊急経営支援金 担当宛て